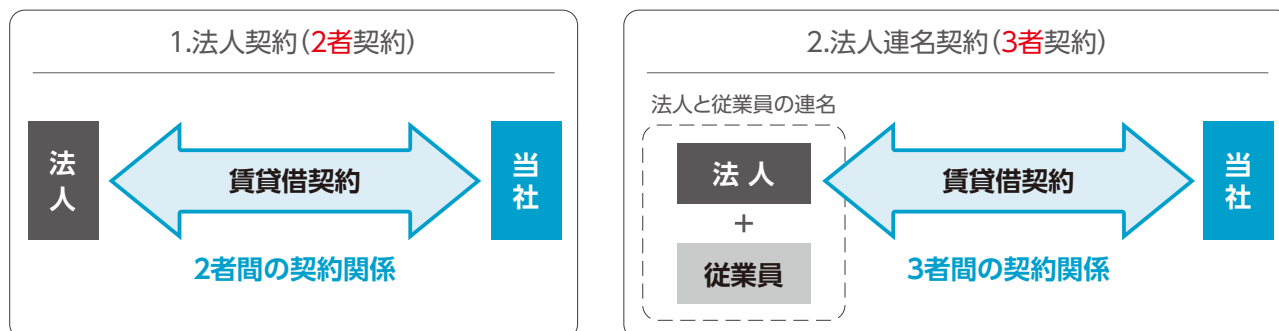


社宅利用の契約方法

1.法人契約(法人と当社との2者契約)

2.法人連名契約(法人と従業員の連名による当社との3者契約)

のいずれかの契約方法により、当社の住宅は借上社宅としてご利用いただけます。



法人契約・法人連名契約の比較表

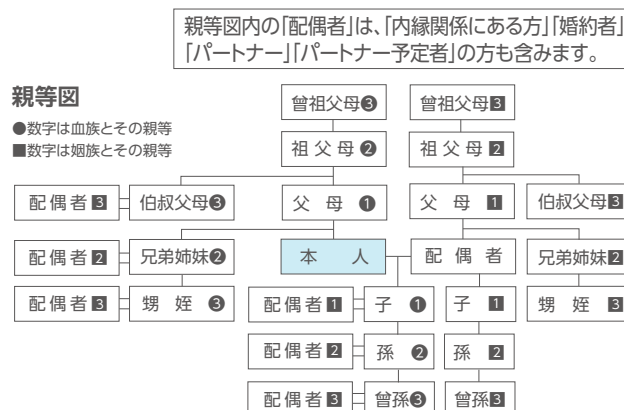
契約形態	法人契約	法人連名契約
契約名義	法人 (個人事業者・社宅代行サービス事業者も含む)	従業員 (個人契約者) + 法人 (法人契約者)
入居者	従業員 (ルームシェア不可)	従業員 (ルームシェア不可)
収入・所得による入居資格審査	なし	なし
同居者の資格	入居する従業員の親等図に該当する方	入居する従業員の親等図に該当する方
保証会社	株式会社オリコフォレントインシュア (上場企業等*は不要)	不要
入居従業員の変更	可 (ただし変更時に届出が必要)	不可 (従業員の退去により契約が終了)
個人名義への契約切り替え	可 (個人契約の審査に合格することが必要)	可
個人名義から法人契約等への切り替え	可 (個人契約の審査に合格することが必要)	可 (入居従業員が法人連名契約の審査に合格することが必要)

※1 上場企業等の範囲

(1) 以下に該当する法人またはその法人から50%超の出資を受けている子会社

- 各種証券取引所(外国含む)上場企業及び新興市場(グロース市場等)上場企業 ●非上場の生命保険会社・損害保険会社
- 資本金5億円以上の企業 ●農業協同組合法に基づく農協等※信用事業を実施するものに限る ●大規模一般社団(財団)法人
- 私立学校法に基づく私立学校※前年度会計において、私立学校振興助成法に基づく補助金の額が1,000万円以上であるものに限る
- 公益社団(財団)法人※前年度会計において収益1,000億円以上、費用及び損失の合計額1,000億円以上または負債50億円以上のものに限る
- 社会福祉法人※前年度会計において、収入10億円以上または負債20億円以上のものに限る
- 医療法人※前年度会計において、社会福祉法人債を発行する社会医療法人、医療機関債の負債総額100億円以上または1会計年度における発行総額1億円以上もしくは購入人数50人以上のものに限る

(2) 国(外国政府含む)、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人、特別の法律により設立された法人、特別の法律により設立された民間法人



1. 法人契約(法人と当社との2者契約)

申込資格

1. 法人(契約者)の資格

以下の(1)から(6)を全て満たすこと

- (1) 法人設立から2年以上経過していること
- (2) 以下の①または②を満たすこと
 - ① 使用する従業員または設置する大学等に在学する者に対して住宅に貸し付けようとする法人または個人事業者
 - ② 従業員用の住まいを求める法人、学生用の住まいを求める大学または学生に対して転貸やその賃貸借契約に係る手続きを代行する「※1 上場企業等の範囲」で定める上場企業等または上場企業等の子会社である社宅代行サービス事業者
- (3) 賃借人が法人の場合、法人登記していること
- (4) 賃借人が法人の場合、法人税の滞納がないこと。賃借人が個人事業者であるとき、所得税及び消費税の滞納がないこと
- (5) 反社会的勢力排除に関する以下の①及び②などの内容について確約できること
 - ① 事業者、役員等、入居する従業員または世帯員もしくは同居者が暴力団または暴力団員でないこと
 - ② 事業者、役員等、入居する従業員または世帯員もしくは同居者が自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に障害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員等を利用するなどしていないこと
- (6) 保証会社(株式会社オリコフォレントインシュア)を利用すること(上場企業等は不要)

2. 入居者の資格

賃貸借契約を締結する法人の従業員であり、ゴミ捨て方法などの居住ルールを遵守し円満な共同生活を営める方

(※従業員同士のルームシェアはできません。)

3. 同居者の資格

- 従業員の親族 ※親等図の「本人」を「従業員」に読み替えてご参照ください。該当する方のみが対象です。
また、従業員同士のルームシェアはできません。
- 居住ルール等を遵守し円満な共同生活を営める方

審査に必要な書類

(☆印は発行から3か月以内のものが有効です。)

提出書類は下表のとおりです。(上場企業等の範囲については、「※1 上場企業等の範囲」をご覧ください。)

法人の提出書類

提出書類	上場企業等	非上場企業	個人事業者	備 考
会社(事業)概要書[当社指定用紙]	—	●	●	
法人履歴事項全部証明書 ☆	—	●	—	
従業員の在職在勤証明書[当社指定用紙]	●	●	●	従業員の社員証写しまたは健康保険被保険者証(事業所名称が法人名称と同一のもの)でも可
印鑑証明書 ☆	—	●	●	
納税証明書(その1) ※ ☆	—	●	●	法人税(直近2ヶ年分)の納税状況が分かるもの [証明税目]非上場:法人税、個人事業者:申告所得税
住民票の写し(世帯全員分) ☆	—	—	●	

※直近2年間の納税証明書をご提出いただきます。

その他

① 抽せん倍率の優遇制度について

法人契約は、入居従業員が優遇対象世帯に該当する場合、倍率優遇制度をご利用いただけます。

なお、倍率優遇制度を利用して当せんされた場合、入居従業員の変更はできません。

② 申込み及び当せんが無効となるケース

・お申込時に入居予定従業員の情報が入力されていない場合

※募集期間終了後に入居予定従業員の変更はできません。

・法人契約の入居予定者と個人契約の入居予定者に重複がある場合(重複申込みとなり無効となります。)

2.法人連名契約(法人と従業員の連名による当社との3者契約)

申込資格

1.法人(法人契約者)の資格

次の(1)から(4)を全て満たすこと

(1)法人設立から1年以上経過していること

(2)法人登記をしていること

(3)法人税を滞納していないこと

(設立初期などの理由により納税実績がない場合はお申込みいただけません。)

(4)反社会的勢力の排除に関する以下の①及び②などの内容について確約できること

①事業者、役員などが暴力団または暴力団員でないこと

②事業者、役員などが自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員などを利用するなどしていないこと

2.従業員(個人契約者)の資格

次の(1)から(4)を全て満たす方であること

(1)法人(法人契約者)の従業員である単身の方、または親等図に該当する方と同居する方

(2)現に日本国内に居住している成年者であり、そのことを証明する住民票が取得できる方

(3)反社会的勢力の排除に関する以下の①及び②などの内容について確約できる方

①本人または世帯員もしくは同居者が暴力団または暴力団員でないこと

②本人または世帯員もしくは同居者が自己もしくは第三者の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員などを利用するなどしていないこと

(4)ゴミ捨て方法などの居住ルールを遵守し円満な共同生活を営める方

3.同居者の資格

●従業員の親族 ※親等図の「本人」を「従業員」に読み替えてご参照ください。該当する方のみが対象です。

また、従業員同士のルームシェアはできません。

●居住ルール等を遵守し円満な共同生活を営める方

審査に必要な書類

(☆印は発行から3か月以内のものが有効です。)

●提出書類は下表のとおりです。(上場企業等の範囲については「※1 上場企業等の範囲」をご覧ください。)

●住民票は個人番号(マイナンバー)が記載されていないものをご提出ください。

1.法人(法人契約者)の提出書類

提出書類	上場企業等	非上場企業	備 考
従業員の在職在勤証明書(当社指定用紙)	●	●	従業員の社員証写真または健康保険被保険者証(事業所名称が法人名称と同一のもの)でも可
印鑑証明書 ☆	—	●	—
法人税納税証明書その3 ☆	—	●	法人住民税納税証明書でも可

2.従業員(個人契約者)の提出書類

提出書類	上場企業等	非上場企業	備 考
印鑑登録証明書 ☆	※	●	※契約手続(鍵の受取)に従業員(個人契約者)が来社されない場合は必要
住民票の写し(世帯全員) ☆	※	●	

ただし、お申込みの状況によっては上記以外の書類提出をお願いする場合があります。

その他

抽せん倍率の優遇制度について

法人連名契約は、倍率優遇制度をご利用いただけます。